

令和7年度

財政援助団体等監査（令和6年度分）報告書

駒ヶ根市監査委員

第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査

第2 監査の対象

区分	監査対象補助事業等	監査対象団体等	所管課
1	優良建築物等整備事業	1事業者	都市計画課
2	所得税・住民税所得割定額減税調整給付金	該当者	税務課
3	物価高騰対策マイホーム支援事業	該当者 44名	商工観光課
4	延長保育事業	3事業者	子ども課

※区分1～4ともに補助金・交付金関係、所管課は令和6年度当時のもの

第3 監査の期日及び実施場所

令和7年5月22日（火） 駒ヶ根市役所 第5会議室

第4 監査の実施内容及び着眼点

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、市が補助金、交付金等財政的に援助を与えている団体の中から抽出により、令和5年度に執行された出納その他の事務に関して、出納関係書類等を調査し、基本的に所管部局の関係職員から説明を聴取した。

監査に当たっては、財政援助の目的及び条件等に従って確実に事業等を実施し、その効果をあげているか、補助金等の交付は法令等を遵守しており、その会計経理等は適正に処理されているか、また、補助金等の公益上の必要性及び補助金等交付団体に対する指導監督が適切に行われているか、に主眼を置き次のとおり着眼点を定めて監査を実施した。

なお、本監査は、駒ヶ根市監査委員監査基準に準拠して実施した。

（1） 補助金・交付金関係の着眼点

- ① 財政援助の目的及び条件等に従って確実に事業等を実施し、その効果を挙げているか。
- ② 財政援助の目的の達成度を測定する手法が確立され、実施されているか。
- ③ 補助金等の交付は法令等を遵守しており、その会計経理等は適正に処理されているか。
- ④ 補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか。また、指導監督した記録はあるか。
- ⑤ 補助金等に関する条件（貸付金については、利率、元利金の償還方法、額及びその時期等）は明確か。また、条件の履行確認は実績報告書等によりなされているか。
- ⑥ 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、補助金等が対象事業以外に流用されていないか。
- ⑦ 補助金等の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをしているか。また、見直しをした記録はあるか。

第5 監査の結果

財政援助団体等に係る事務事業の執行については、監査した範囲においては概ね適正であり、財政援助の目的及び条件に沿って運営されているものと認められた。今後とも財政援助団体等と連携を図り、財政援助効果の一層の向上を期待する。

なお、一部事業に改善を要すると思われる事例も見受けられたため、令和7年7月1日付け監査～15で駒ヶ根市長に財政援助団体等監査（令和6年度分）に係る指摘事項及び要望事項として提出した。

第6 財政援助団体等監査（令和6年度分）に係る指摘事項及び要望事項

I 監査対象事業別事項（結果報告における対象番号順）

1 優良建築物等整備事業（建設部 都市計画課）

既存の複数の空き店舗を解消し、共同住宅を建設することにより、市街地の環境改善や良好な市街地住宅の供給を目的とする事業者に対し、事業費の一部を助成するもので、令和6年度においては計画、調査、設計及び既存建物の解体、整地が行われている。担当課において、事業者や近隣住民との調整機能が果され、特段のトラブル等もなく事業が進捗した様子が伺われた。令和7年度には建設があり、共同施設設備のうち、共用部分及び公開空地の整備費に対し、その一部を助成する予定とのことである。引き続き関係者との連携により、市街地の活性化や定住人口の増加に寄与する整備となるよう努められたい。また、整備後についても支援が続くよう、関係課へのつなぎを行うなど配意されたい。

【要望事項】

2 所得税・住民税所得割定額減税調整交付金（総務部 税務課）

我が国経済をデフレに後戻りさせないための措置の一環として、令和6年分の所得税及び令和6年度分の個人住民税において、定額減税が実施された。その際、定額減税しきれないと見込まれる方に対し、「調整給付金」が支給する当制度について、事業実施にかかる手順を構築し、特にトラブルもなく順調に事業が進められていた。令和7年度においても定額減税に係る不足額給付事務があるため、引き続き事務に遗漏の無いよう事業を進められたい。

また、支出伝票に添付される明細の様式について、支払毎に若干の相違が見られた。誤りの発生防止のためにも毎回同様の処理となるよう事務の見直しをされたい。

このほか、給付対象者に対し電話による確認を行う場合があるとのことであったが、本人確認の方法や、電話で確認できる事項の範囲を定める等、個人情報の漏えい防止について配意されたい。

【要望事項】

3 物価高騰対策住宅取得支援事業（産業部 商工観光課）（※R7より総務部企画振興課所管）

子育て世代の市内への移住・定住を促進し、定住人口の増加や地域の活性化を図るとともに、原材料等の高騰により影響を受けている住宅費の一部を支援するため、住宅取得に要する費用に対し補助を行う当事業であるが、「進捗表」と題された表を作成し進捗管理がされていた。項目が良く整理されており、事業実施中の進捗管理ばかりでなく、実施後においても記録として一読性の高いものとして整備がされていた。今一度内容の精査を行い年度のまとめとし、次年度以降の事業においても同様の処理を継続し進捗管理等に努められたい。

また、補助の要件に「自治組織に加入する意思」が規定されており、交付申請においてその意思の有無を記載することとなっているが、このことについて、実績報告書提出時においても、その時点での加入状況等（予定を含む）について再確認を行うことについて検討されたい。

【要望事項】

<指摘事項及び要望事項の区分について>

【指摘事項】財務等に関する事務の執行について、是正又は改善を求めるもの

【要望事項】制度又は運用について改善の検討を求めるもの、複数の部署に対して統一的な指導を求めるもの

監査告示第2号

財政援助団体等監査に係る指摘事項及び要望事項について駒ヶ根市長からの回答の公表

財政援助団体等監査（令和6年度分）に係る指摘事項及び要望事項について令和7年8月21日付で駒ヶ根市長から回答（措置の通知）があったので、地方自治法第199条第14項及び駒ヶ根市監査委員監査基準第18条第1項の規定に基づき、その内容を公表します。

令和7年9月3日

駒ヶ根市監査委員 下平 昭治
同 竹村 正司
同 宮下 稔

財政援助団体等監査（令和6年度分）の結果報告に係る指摘事項及び要望事項

指摘事項及び要望事項	措置状況（回答）
<p>I 監査対象事業別事項</p> <p><u>1 優良建築物等整備事業（建設部 都市計画課）</u></p> <p>既存の複数の空き店舗を解消し、共同住宅を建設することにより、市街地の環境改善や良好な市街地住宅の供給を目的とする事業者に対し、事業費の一部を助成するもので、令和6年度においては計画、調査、設計及び既存建物の解体、整地が行われている。担当課において、事業者や近隣住民との調整機能が果され、特段のトラブル等もなく事業が進捗した様子が伺われた。令和7年度には建設があり、共同施設設備のうち、共用部分及び公開空地の整備費に対し、その一部を助成する予定のことである。引き続き関係者との連携により、市街地の活性化や定住人口の増加に寄与する整備となるよう努められたい。また、整備後についても支援が続くよう、関係課へのつなぎを行うなど配意されたい。</p> <p style="text-align: right;">【要望事項】</p>	<p>I 監査対象事業別事項</p> <p><u>1 優良建築物等整備事業（建設部 都市計画課）</u></p> <p>今後も中心市街地の環境改善や良好な市街地内住宅確保の為、庁内でも関係各課（企画・商観）と連携を図るとともに、市街地の活性化に寄与する事業者に配慮し、中心市街地の定住人口増加に努めてまいります。</p>
<p><u>2 所得税・住民税所得割定額減税調整交付金（総務部 税務課）</u></p> <p>我が国経済をデフレに後戻りさせないための措置の一環として、令和6年分の所得税及び令和6年度分の個人住民税において、定額減税が実施された。その際、定額減税しきれないと見込まれる方に対し、「調整給付金」が支給する当制度について、事業実施にかかる手順を構築し、特にトラブルもなく順調に事業が進められていた。令和7年度においても定額減税に係る不足額給付事務があるため、引き続き事務に遗漏の無いよう事業を進められたい。</p> <p>また、支出伝票に添付される明細の様式について、支払毎に若干の相違が見られた。誤りの発生防止のためにも毎回同様の処理となるよう事務の見直しをされたい。</p> <p>このほか、給付対象者に対し電話による確認を行う場合があるとのことであったが、本人確認の方法や、電話で確認できる事項の範囲を定める等、個人情報の漏えい防止について配意されたい。</p> <p style="text-align: right;">【要望事項】</p>	<p><u>2 所得税・住民税所得割定額減税調整交付金（総務部 税務課）</u></p> <p>明細の様式を毎回同じ項目となるようにするなど、統一した処理となるよう事務手順の見直しを行いました。</p> <p>また、電話連絡による確認については、支払処理に支障がある場合のみとし、口座情報の確認などが必要な場合には、文書による依頼をした上で書類を再提出してもらうなど対応の見直しを行いました。</p>

財政援助団体等監査（令和6年度分）の結果報告に係る指摘事項及び要望事項

指摘事項及び要望事項	措置状況（回答）
<p><u>3 物価高騰対策住宅取得支援事業</u> <u>(産業部 商工観光課)</u> <u>(※R7より総務部企画振興課所管)</u></p> <p>子育て世代の市内への移住・定住を促進し、定住人口の増加や地域の活性化を図るとともに、原材料等の高騰により影響を受けている住宅費の一部を支援するため、住宅取得に要する費用に対し補助を行う当事業であるが、「進捗表」と題された表を作成し進捗管理がされていた。項目が良く整理されており、事業実施中の進捗管理ばかりでなく、実施後においても記録として一読性の高いものとして整備がされていた。今一度内容の精査を行い年度のまとめとし、次年度以降の事業においても同様の処理を継続し進捗管理等に努められたい。</p> <p>また、補助の要件に「自治組織に加入する意思」が規定されており、交付申請においてその意思の有無を記載することとなっているが、このことについて、実績報告書提出時においても、その時点での加入状況等（予定を含む）について再確認を行うことについて検討されたい。</p> <p style="text-align: center;">【要望事項】</p>	<p><u>3 物価高騰対策住宅取得支援事業</u> <u>(産業部 商工観光課)</u> <u>(※R7より総務部企画振興課所管)</u></p> <p>自治会組織に加入する意思の確認は、現在は交付申請時のみ行っています。市のほかの補助金での確認方法や、近隣自治体の状況などを調査し、検討していきたいと思います。</p>
<p><指摘事項及び要望事項の区分について></p> <p>【指摘事項】財務等に関する事務の執行について、是正又は改善を求めるもの</p> <p>【要望事項】制度又は運用について改善の検討を求めるもの、複数の部署に対して統一的な指導を求めるもの</p>	